NPO法人設立手続きの流れ

NPO法人を設立するためには、所轄庁の「認証」を経て、法務局で法人としての登記申請を行うことが必要です。
大まかな流れは以下のとおりです。

設立の準備から申請まで

① 設立準備会(発起人会)
設立したいと思う人々が集まり、どのような目的のために、どのような活動をするのかなどを話し合う

↓

② 認証申請書類の作成
準備会で話し合った内容をもとに書類作成。様式や様式例は日立市HPにも掲載

↓

③ 設立総会を開催
設立者と設立当初の社員が集まって、設立の意思を決定する会議(設立総会)を開催

↓

④ 認証申請書類の修正
設立総会で出された意見を参考にしながら申請書類を修正・準備

↓

申請書受理から認証(不認証)決定まで

⑤ 市民活動課に認証申請書類を提出・修正
認証申請書と添付書類について、形式的な事前の書類審査

↓

受理・公告
申請書類の受理後、市民へNPO法人が認証申請中である旨の情報の公開(公告)

↓

縦覧
認証申請書類の受理後1か月間は、提出書類の一部が市民活動課の窓口で縦覧できる期間

↓

審査
縦覧期間終了後、NPO法の定める要件が整っているか審査

↓

認証決定から法人設立まで

認証・不認証の決定
NPO法に定める要件を満たしていれば認証

↓

⑥ 登記
法務局で法人設立の登記申請

↓

⑦ 設立後の諸手続き
法人設立後の手続きについては別紙「NPO法人認証後の手続きの流れ」を参照

H29.4　日立市市民活動課